

住吉歴史資料館だより



住吉のまちかど

～ 反高林の田邊貞吉邸 明治41年(1908年)～

住友理事で住友銀行初代支配人であった田邊貞吉さんのお屋敷です。住吉村字反高林にあり、現在の住吉本町三丁目、住吉学園の建物のすぐ南側のマンション「レジデンスコート住吉本町」がある場所になります。明治41年(1908年)、住友本店臨時建築部の野口孫市さん設計の建築です。田邊貞吉さんは、住友家によく尽くし、また地域のためにも尽くしました。甲南学園の創設に尽力し、幼稚園、小学校のともに初代の理事長となります。

この邸宅は、大正7年(1918年)、住友分家の住友忠輝さんに譲られ、田辺さんは、少し南の住吉村字古寺に新邸を建築し移られました。住友家のためになるならば、と即決されたということです。シアの線路北の駐車場のもうすこし上、住吉本町一丁目になります。尚、忠輝邸も、今の神戸市立住吉中学校本館の場所に移転し、その後には大正14年(1925年)5月、住友財閥の自家第十五代住友吉左衛門さんが大阪天王寺の茶臼山本邸を大阪市に寄附した後、移ってこられました。移転に際し、この写真の建物は、敷地西へ移動させ、附属洋館として、お正月の年賀などの際、多くの来客の接待に使われたりしました。

第十五代が住吉に来られるときに詠まれた短歌があります。

野も山も いときよらけき住吉に すみこちよく千世を経ぬべし

(大意：野原も山もなんともさわやかで清らかな住吉であることか。ここで、住み心地よく何年も何年も過ごすことになるのだなあ。)

この地は、昭和12年(1937年)に第十六代吉左衛門さんが京都へ移られるまで十二年の間、住友本家の「住吉本邸」が置かれていました。住友本家が大阪茶臼山からここ住吉に移転されたことが住宅地としての住吉村の評価を決定的なものにして、住吉村ではその後も大邸宅の建築が続きます。

上の写真は、神戸芸工大坂本勝比古教授の論文「旧田邊貞吉邸の建築を巡って」(1997年1月)より転載させて頂きました。

資料館だより 第14号目次

住吉のまちかど
反高林の田邊貞吉邸
明治41年(1908年)
.....1ページ

平成28年度住吉学校合同
お茶会
住吉歴史資料館事業推進委員
前田康三.....2ページ

灘の銘酒が「〇〇正宗」って?
その由来は?
住吉歴史資料館事業推進委員
松尾敏弘.....3～4ページ

畿内の国訴について
住吉歴史資料館専門委員
東京未来大学モチベーション行動科学部専任講師
山崎善弘.....5～11ページ

住吉歴史資料館ご案内

再発見! 菟原住吉、昔を未来へ

開館の目的は、「住吉に住む人々が郷土を理解し、それを子供達に伝え、子供達も郷土に誇りを持ち、ずっと住み続けたいと思うような町にしたい。住吉歴史資料館は文化・歴史的の面からそれをお手伝いする。」ことです。

そのため、以下を行います。

1. 本住吉神社横田宮司家に伝わる古文書の整理。関係文書、記念物、言い伝えの収集。
2. 展示物のメンテ。展示室、座敷を使用しての各種展示の企画。
3. やさしい、楽しいイベントを企画してみんなの地域への理解を深める。
4. 「住吉歴史資料館だより」を通しての広報。成果の発表。

お願い

広くみなさまからの情報、お家に眠る古い資料のご提供をお願い致します。処分・廃棄の前にご一報下さい。

1. 各町協議会の古い記録類、書類。旧青年団、警防団の旗、写真 など。
2. 各お家に伝わる古い書類、絵図、古文書、写真 など。
3. 各お家に残っている、農耕具、或いは、馬や牛が牽引する荷車(いわゆる“馬力”)の道具類などの労働具。
4. 古い写真(近所、町内、住吉村、武庫郡、神戸など)、小学校の卒業アルバム、卒業証書。
5. 災害時の記録や写真。(阪神大水害、阪神大震災、昭和42年水害 など)
6. 戦時中ののぼり、腕章、たすき、或いはバッジ、記念品など。
7. だんじり、住吉祭の写真。(渡御、宮入、宮出し など)

また、長年住吉に住んでおられる方々に気軽にむかし話をさせていただいております。“ああ、あの人なら、住吉のことよお知ってはる”、という方をご紹介下さい。

編集後記

14号は例年より約1ヶ月遅れでの発行となりました。表紙の田邊邸は、私たちにとても馴染みが薄く、「住友さんのお屋敷」だったところですし、新しい人には、「住吉学園の南、レジデンスコート住吉本町」のところ、と言うほうがもっとわかり易いです。急速に、なにもかもがわからなくなって来ています。

わからないといえば、今回特集している、江戸時代の1800年ごろからこっち、住吉村を含む、摂津の国などのお百姓の生活もわかりませんでした。これにつき、山崎先生の「畿内の国訴について」では、幕府とお百姓衆が共存するため、このあたりのお百姓衆は、綿花や菜種など利潤のあがる産物を「株仲間」が法外に独占することを排除する手法を編み出していたことを明らかにして頂きました。違法な百姓一揆に訴えず、住吉村を含む摂津の国などの約千ヶ村が団結し、幕府をじんわりと脅す、つまり、百姓を困窮させると年貢納入に支障が出ますよ、とさりげなく、しかも合法的に訴える高等戦術でお百姓が生活を守っていたのです。現代にも通じる「かしこい」人たちでした。

お酒の「正宗」についても『住吉村誌』の記述などから、なぜ、このような名前になったのかをご紹介します。お茶会のレポートは恒例となり、元気な子供たちの写真が中心です。(M.U.記)

■資料館の作業日は毎週木曜日の午前中です。

また、別途、日曜日は展示室を開館しています。(神社世話人会の委員の方がお世話)

■資料館の座敷ではお茶会が「菟原茶華道会」主宰で開催されます。

平成29年は、奇数月の第2日曜日に予定されています。(7/9、9/10、11/12)

住吉各学校合同お茶会と住吉の交通の発達展

住吉歴史資料館事業推進委員
前田 康三

平成二十八年十月三十日(日)に住吉小

学校・渦が森小学校・住吉中学校の合同お茶会が開催され合計九十八名の児童・生徒・先生方・ご父兄の参加を頂きました。まことにありがとうございました。本住吉神社世話人会のご支援の下、お茶の指導には例年「菟原茶華道会」の皆さまに準備と進行をお願いしております。この場をかりましてお礼申し上げます。

お茶会では、日本の伝統的な文化である『茶道』の世界に触れ、茶室の風景や作法及び心の持ち方などを学んで貰いました。

お茶会のあとは、資料館二階で神戸開港150年・住吉駅開設142年に因み「住吉の交通発達展」で江戸時代の西国街道、鉄道、住吉駅の便りさ、また、呉田港から船があつたことなどを写真・パネルと樽廻船模型「摂津丸」を展示してみました。



●渦が森小学校の児童さんたち

お席入りが終わりました



●住吉小学校の児童さんたち

集合しました



●住吉中学校の生徒さんたち

展示会説明を聞く住中生



展示の説明をききます



校長先生以下お茶を待ちます



お饅頭を前に床の間の説明をききます

灘の銘酒が「〇〇正宗」って？その由来は？

住吉歴史資料館事業推進委員
松尾 敏弘

酒造業が、住吉村ではいつ頃から始められたのだろうか？

残念ながら、その資料には乏しく、沿革起源についてははっきりしない。しかし、寛政年間(江戸後期・1789~1801)発行の「摂津名所図会」には、住吉の海岸馬場先通り(呉田浜)東西には「酒造り多し」の文言が見られる。また、その文中に「名産灘酒匠」御田・大石・脇濱・神戸等にて酒造し、多く諸国へ運送す。之を灘目酒といふ」とある。

※攝津名所図会(摂津の名所・旧跡)神社仏閣その他の由来や物産等を記し、風景画をかきそえた通俗地誌

又、吉田家の記録によれば、「元禄十二年(1700)には酒造米減少」の文言があることから、少なくともそれ以前より住吉で醸造されていたことは確かかのである。そして、寛保三年(江戸中期・1743)には、嘉納の白鶴醸造元が呉田に酒造の蔵を建造して、酒造を開始している。

そして、その頃は、江戸への積み込みが非常に盛んで、廻漕業でも名をあげた吉田家でもその販路を広め、江戸での灘酒の評価は相当なものであったようだ。いずれにしても、文禄(1592~1596)・慶長(1596~1615)の頃に伊丹・池田に於いて酒造が始

められてよりは後の事である。その後、天保年間(1830~1844)に至って、灘酒に改良が加えられるようになり、伊丹・池田の「男山」・「剣菱を庄倒して、遂に、灘酒正宗の名は、一躍天下に謳われるようになり、「正宗」は酒の代名詞の観を呈するまでになったのである。

伊丹・池田が先がけた天保以前の酒は、色が少し赤く、あたかも水飴のような色相で、且つ、幾分の粘り気をおびていた。それに比べ、灘酒は澄みきつた水のようにであったとか。

灘酒「正宗」の名が一躍天下に謳われるようになったのは、魚崎町の「校正宗」醸造元の祖先である山邑 太郎左衛門の苦勞のお陰であった。

山邑氏が清酒の醸造について、原料米と用水とに如何に注意を払ったか、その苦心の一端が「灘酒史」にある。

*原料米

「酒蔵がある年に、その原料米を例年よりも多く仕入れをしたが、酒造の者たちから、その余った米をいかに処分したらよいかと尋ねられ、太郎左衛門は、『最早余りたる米なれば、我が思つままに醸造の試験に用ゆべし』と応え、その

上に、『出来るだけ精白に搗き上げて造り見よ。』と命じた。

そこで酒造の者たちは、三日三晩の間水車にかけて、糠が全く無くなるまで搗きに搗いて醸すると、その酒は色薄く粘り気無く、匂いも味も以前のものと大きく異なつた。さらに、長く従来酒質に馴れた口には、なんとなく物足りない心地さえした。その上に、外見すらあまり芳しくないもので、大変自分の好奇心を悔やみ、多くの米を損させた、一時は失望に陥り、其の後、何日もそのままにしていた。しかしともかく、一度江戸へ送り付け、需要の品定めをしてもらおうと思ひ直し、それを船便に託して、新川の市場に送り届けた。

その後、江戸から届いた清算書を見ると、「この酒の価値最高」と記されており、太郎左衛門大いに喜び勇み、その翌年より精白を極めて醸造。江戸市中の評判大変高く、山邑酒造のこの酒こそ、『酒の中の酒なれ』ともてはやされた。

山邑太郎左衛門は、更に麴をも精米によつて作れないものかと思ひを寄せたが、当時は皆半白米を使用して、まだその術を知る者はいなかった。ところが、たまたま西宮に精米を以て麴を造る杜氏が居るらしいと聞き、一生懸命嘆

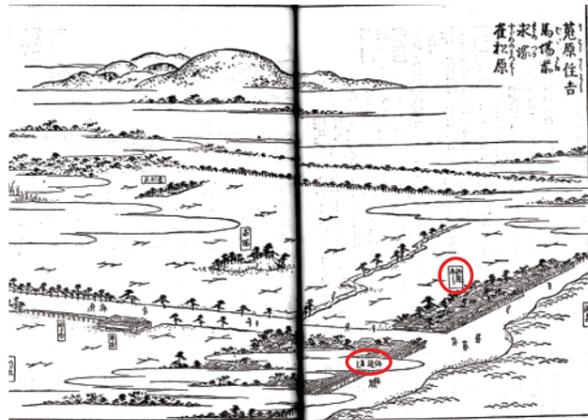


写真1「摂津名所図会」海岸に「酒造多し」と記載されています。赤い丸の中。

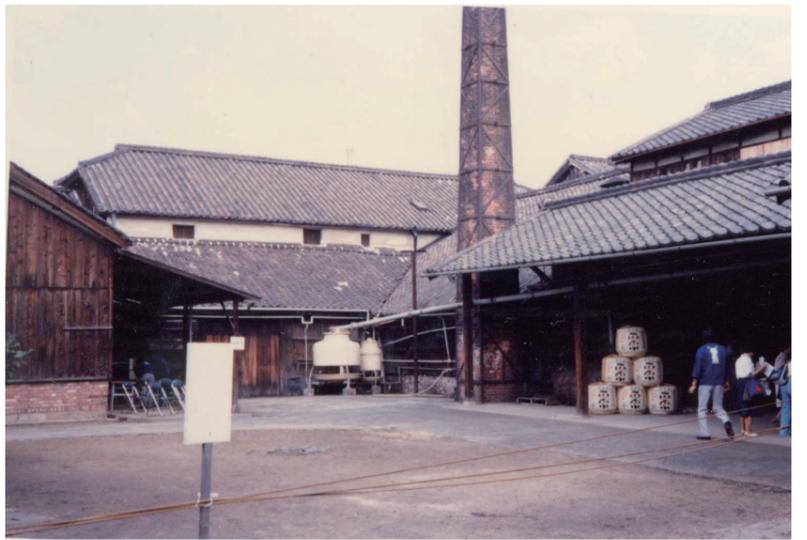


写真2 酒蔵めぐり 櫻正宗 昭和50年第1回日本酒の日(中山博司氏所蔵)

嘲笑し、ひどい者は狂人扱いをした。しかし、これより山邑氏の醸造声価は益々大きくなった。

その後、各郷の酒家たち大変驚き、競ってこれを取り入れた。

そうして、太郎左衛門は、陸上輸送の煩わしさを憂い、船による海上輸送に替えて無駄な費用を省いた。その後、皆これに倣い、灘五郷だけでなく、遠くの酒家たちもこれを使って、遂に『一井の価 一千余圓に値するに及べり』と(『灘酒史より』)かくの如く、灘の酒は山邑氏の苦心の結果、その品質は改善され、天下に覇を唱えるに至ったのであるが、その特徴として、次の三点を挙げるができる。

① 酒は淡白で、口に含んでも直ちに舌を刺さず、飲み込んでも、暫くは口の中に刺激をあたえる。

② 香りがよい。

③ 比較的多くを飲んでも、脳に刺激を与えることが少ない。

以上のことから、山邑醸酒の名が一層に高まり、灘の酒造家たちはこれに倣った。そして、互いに芳醇(香り高く、味わい深い)を競って、言うところの「灘の生一本」と称せられるようになったのである。

「正宗」の名は、『何正宗』・『何々正宗』と、酒の名称にほとんどその文字を付けて、まるで「正宗」が酒のように呼ばれているが、この「正宗」の起源について「灘酒史」では、次のように記している。

「正宗の銘は、元来灘酒のひたすらほしいままにした商標であり、灘酒としての正宗が世間に称賛されるようになると、各地方の酒造家たちがその銘を冠するようになった。

正宗は、灘酒の総称というも不可無き程なれど、灘にてこの銘を用うるに至りしには、面白き来歴(由来)あり。これを冠した親とも言うべき人は、櫻正宗の本舗 魚崎村 山邑氏の祖先たる太郎左衛門その人なり。

この人は以前から、仏法に帰依し、山城の国の深草にある元政庵(京都市伏見区深草)にある日蓮宗の寺に住む僧と親しい間柄であった。

いつぞやその僧を訪ねたとき、何気なく、その脇にある経文を開いて見ると、その巻頭に

『臨濟正宗』の語があつて、太郎左衛門は、「これこそが、日頃から酒の銘について、適当なものがないか探し尋ねていたものであつて、『正宗』とは好むところであり、かつ、その音が、清酒

にも通じる」と意を強くした。そして、「これぞ仏が我に与えてくれた酒銘である」と。

その後すぐ、酒樽に附したり。かくて「正宗」は、山邑氏の醸酒の名となりぬ。けれどもその音は「セイシュ」にして、「マサムネ」にあらず。そして、その後、この酒が、徐々に江戸に於いて、その評価が高まるにつれて、人はこれを「セイシュ」と呼ばずに、「マサムネ」と唱え、とうとう「マサムネ」が一般の呼称となったのである。(『灘酒史より』)



写真3 酒蔵めぐり 昭和50年第1回日本酒の日(中山博司氏所蔵)

畿内の国訴について

住吉歴史資料館 専門委員
東京未来大学モチベーション行動科学部専任講師
山崎善弘

徳川幕府に対する国訴

国訴とは、主に畿内で発生した百姓による大規模な訴願運動である。違法な百姓一揆とは違い、合法的な訴訟手続きを踏んだ上での、終始一貫した訴願運動であったところに特徴があつた。この点については学界でも共通認識になつているが、何をもちて国訴と規定するかということになれば、研究者によつて考え方に違いがある。本稿では、公儀(国家公権)としての幕府の出入先機関である奉行所が管轄する支配国を範囲に、所領関係・郡域、場合によっては国域を越えて展開した訴願運動を国訴と規定しておきたい。

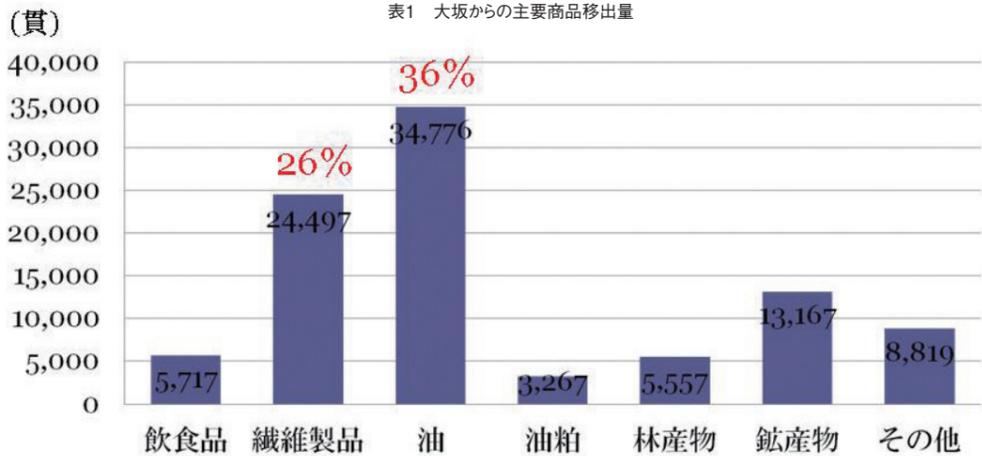
現在、国訴は摂津国・河内国・和泉国・播磨国・大和国でその発生が確認されている。そのうち摂津国・河内国・和泉国・播磨国については、大坂町奉行所が個々の領域を越えて広域的に支配する権限を持つており、国家的支配の枠組みとして、これら四国は大坂町奉行所の支配国と称されていた。また、大和国については、奈良奉行所が大坂町奉行所と同様の権限を有しており、同国は奈良奉行所の支配国であつた。この支配国を範囲に、時に一〇〇〇

カ村以上の村々が連合し、奉行所へ訴願に及んだものが国訴というわけである。

近年になつて播磨国・大和国での国訴が確認され、国訴研究は深められつつあるが、それ以前は、国訴が摂津国・河内国・和泉国でしか確認されていなかったこともあり、特殊な民衆運動という位置づけがなされてきたように思う。しかし、国訴は中央市場たる大坂を拠点として展開した、幕府による国家的な流通統制策に異議申し立てを行うことを主たる内容としていたのであり、その点を考慮して、より広い視野から国訴を見た時、その位置づけと意義については再考する必要がある。具体的な国訴の内容については次項以降で詳しく述べるが、当時の江戸は「將軍のお膝元」たる徳川幕府の中枢都市で、一〇〇万人を超える人口を抱えた世界一の大都市であつた。反面、江戸は自給率が低く、木綿や油といった生活必需品の大消費都市で、そのかなりの部分を「天下の台所」大坂からの移入に頼つていた。具体的な消費量はわかつていないが、表1に示したように、一八世紀前期における大坂の主要

商品移出量を見ても、木綿と油がずば抜けて多く、その少なからざる部分が江戸の消費を支えていたと考えてよいであろう。そして、幕府は特に木綿と油の江戸への移入量を確保すべく、大坂の綿問屋や油問屋などを株仲間として編成し、それらを介して全国的に木綿や油の流通統制を行うようになったのである。その結果、木綿や油の原料である綿や綿実・菜種の一大生産地であつた摂津国・河内国・和泉国・播磨国・大和国の百姓たちが、大坂の株仲間などによつて原料を安く買い叩かれることなどが原因となつて、幕府の国家的な流通統制策に対して国訴の形で異議申し立てをするに至つた。つまり、国訴は公儀としての幕府に対する民衆運動だったのであり、その点で、これまででない内容と規模を誇るものとなつたのである。次に、畿内における二つの主要な国訴を例にとり、この日本史上画期的な民衆運動の特徴に迫ることにしよう。

表1 大坂からの主要商品移出量



[注]竹内誠監修・市川寛明編「目でわかる江戸時代」所収の図を基に作成。

文政六年の国訴

文政六年（一八一三）、大坂の三所綿問屋による綿の流通支配に対して、摂津国・河内国の二〇〇〇力村以上の村々が連合して訴願運動を起こした。両国では、文政期（一八一八〜一八三〇）以前にも数百力村が連合して訴願運動を起こした例があるが、一〇〇〇力

村を超える村々が訴願運動を起こしたのは、文政六年の国訴が初めてである。

安永元年（一七七二）、三所綿問屋は大坂町奉行所によって株仲間として認められ、大坂における綿の流通の独占権を得た。その後、三所綿問屋はその独占権を摂津国・河内国の村々にまで

拡大するに至る。こうした状況下で、摂津国・河内国の多数の綿作百姓が、三所綿問屋による綿の流通支配の排除を目指して国訴を起こしたのである。

五月二五日に、まず七八六力村の惣代（代表）が大坂町奉行所に出訴したが、五月二七日と六月二日に二二一力村が追訴し、合計一〇〇七力村の訴願運動となった。七八六力村の惣代（表2）から大坂町奉行所に提出された訴状（『兵庫県史』史料編 近世三）の大意は次の通りである。

(1) 摂津国・河内国の村々の百姓は広範に綿作を行い、両国の商人はもろろん、他国の商人にも実綿（種の入った綿花）を手広く販売し、その販売銀で年貢も上納してきた。

(2) ところが近年、三所綿問屋が申し合わせて新規の仕法を立て、実綿は三所綿問屋の独占購入となった。その結果、実綿の値段も三所綿問屋によって踏み下げられ、摂津国・河内国の百姓一同は大いに難渋している。

(3) このままでは数万（実際には数十万）の百姓が年貢上納に差し支えるので、他国への綿の直接販売や直接船積みとも百姓の自由になるように復して欲しい。

訴状を受理した大坂町奉行所は、三所綿問屋を召喚して糺し、

七月六日、惣代に対して、以後は百姓と在方（農村）の綿商人は、綿を他国の客へ自由に直接販売・直接船積みして手広く売買してもよいとの判決を下した。

この時の国訴は百姓側の勝利に終わる。このこともあって、従来、国訴は封建的な経済政策を打ち破っていく闘争として捉えられ、「反封建的な農民闘争」（『国史大辞典』五）、「反封建的性格のもの」（『尼崎地域史事典』）などと言い表されてきた。今回の国訴でいえば、三所綿問屋を株仲間公認していた大坂町奉行所に対抗的な性格を持つものとして、国訴は捉えられていたといえるであろう。しかし、この点は修正を要す。

文政六年の国訴では、百姓側は三所綿問屋の非道を訴え、その仕法の改正を要求しているが、訴状の末尾には、「右之段御許容被為 成下候ハ、損失無之、在々眼前潤益数万之百姓御救ト広太之御慈悲難有可奉存候」と記されている。仕法の改正については、数方の百姓への「御救」、すなわち幕府の仁政観念に基づく救済として聞き届けられることを願っているのである。また、訴状には「御上納二差支、一同難渋至極仕、百姓相続難相成歎ケ敷奉存候」などあることから、「百姓成立」（百姓経営が維持することで、「百姓相続」相続とも表記する）のために「御救」を求めるという思想的モチーフで訴願運動が展開していたことが分かる。

表2 文政6年5月、786力村の惣代一覽

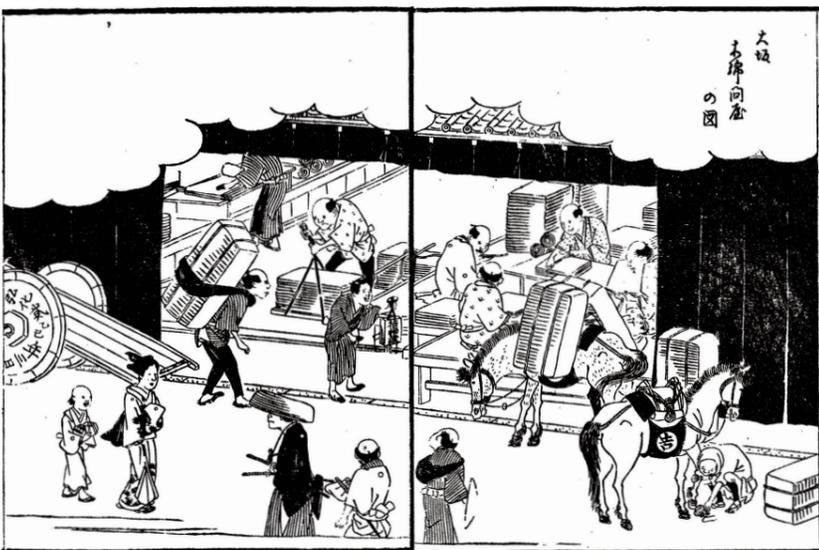
支配関係	惣代村数	郡名	村名	庄屋名	区分
小堀主税代官所	摂河 75	若江豊西成	高井田才田勝間大和田今市山本天王寺北田三宅御供田一番上	平左衛門 三郎右衛門 儀平 治郎左衛門 甚兵衛 丈右衛門 孫三郎 惣助 新兵衛 左兵衛 太郎兵衛	A
岸本武太夫代官所	" 137	" 東成川辺東成吉住丹北讚良茨田	天王寺南法善寺万願寺寺内西弓削下若江北大道渋谷今在家北木之本	半兵衛 重助 八右衛門 忠右衛門 五兵衛 五郎兵衛 休左衛門 吉兵衛 七郎右衛門 政太郎	B
辻六郎左衛門代官所	" 145	河 丹北郡21 摂河 105	中野 三日月市村新田大ヶ塚 古市 大泉 豊浦 額田	弥惣左衛門 五兵衛 八郎兵衛 藤九郎 三郎左衛門 官左衛門 八右衛門 小兵衛	C
石原清左衛門代官所 永井飛騨守預所	河 丹北郡21 摂河 105	東成 大泉 高安 若江 志紀 若江 西成 豊島 " 志紀	古市 大泉 豊浦 額田		
松平和泉守領分 大久保加賀守領分	摂河 12(13) " 52(72)	河 13			
土岐山城守領分	河 13				
私領入組 同 同	摂河 17 " 13 摂 豊島郡18	河 志紀郡9			
御料私領入組 同 同 同	摂河 兔原郡20 錦部郡49 河 石川郡48 河 古市郡13 安宿部 河 大泉郡7 河 河内郡25	河 志紀郡9			

【注】数田貴「国訴と百姓一揆の研究」（校倉書房、1992年）より。

この点は文政六年の国訴に限らない。数例を次に挙げよう。安永六年（一七七七）に摂津国武庫郡の村々が菜種の自由売買を求めた国訴状（『尼崎市史』六）には、「困窮之百姓共末々御田地相続不仕歎ケ敷奉存候」などとあり、末尾には「数多之百姓御救と被為 思召上候て御免被為 成下候ハ、広太之御慈悲難有可奉存候」と記されている。寛政六年（一七九四）に摂津国・河内国

の六五〇力村が肥料の値下げを求めた国訴状（『羽曳野市史』五）の末尾にも、「右御聞届被為 成下候ハ、困窮之村々普ク百姓御救と相成候段、御慈悲難有奉存候」と記されている。そして、「御救」という言葉を使わなくとも、次項で見る文政七年（一八二四）の国訴状（『吹田市史』二）の末尾には、「いづれ御上様之御恵不奉請候而者、相続難仕百姓共二御座候得者、（中略）何卒格別之御仕恵を以、右式

図1 大坂の綿問屋



【注】大藏永常「広益国産考」（国立公文書館所蔵）より。

ケ条願之通、御聞届被成下候ハ、数万之百姓広太之御慈悲難有仕合奉存候」と記されている。幕府に救済を求める形で訴願運動を行っている点では共通している。使用されている文言は少しずつ異なるが、百姓の困窮、或いは困難を打開し、「百姓成立」を実現するために幕府の救済を求めるといったのが、国訴状に共通して見られる形式上の特徴なのである。

つまり、国訴は奉行所（幕府）の存在を自明の前提とし、奉行所に救済を求める形で問題の解決を図る、救済型の訴願運動だったのである。事実、国訴状に封建体制を否定するような文言が出てくる事例を、いまだに私は知らない。

文政七年の国訴

文政六年の国訴は綿の国訴といい得るものであるが、同年に菜種・油に関する国訴も並行して準備された。後者は文政六年六月二日に、摂津国・河内国の二〇二力村（二〇七力村と記された史料もある）が連合して起こした訴願運動である。その惣代は大坂町奉行所に対して、油関係の株仲間による油市場支配の結果として生じた、農村における油小売相場の高値反対と、百姓からの菜種売り払い相場の下値反対を訴えた。

しかし、六月三日の国訴は幕府の定法に違反するという理由で却下された。一八日にも同趣旨の国訴が起されたが、再び却下されてしまう。その後、九月には和泉国の参加が決まり、翌文政七年四月二三日には、和泉国を加えた二〇七力村（一四六〇力村と記された史料もある）の惣代たち（表3）が大坂町奉行所に出訴した。訴状の大意は次の通りである。

(1) 近年、綿実が格別下値で、実綿の値段にも影響し、百姓は難渋している。また、菜種も格別下値である。彼らは肥料代、日雇い賃銀、農具維持費、その他諸入用を菜種代銀で賄ってきた。このままでは彼らはこれらを賄えない。近年、油関係の株仲間がその特権を利

用して種物（綿実と菜種）を独占的に購入し、その値段を踏み下げているため、百姓たちは難儀している。綿実と菜種の値段を引き立てるような仕法を実施して欲しい。

(2) 在方の絞油屋が絞った油は、大坂の油関係の株仲間売り渡され、百姓はそれを仲買から購入することになっているが、その間に二重・三重の口銭（仲介手数料）や駄賃がかかり、小売相場が高値になって難儀している。仲買に關係なく、在方の絞油屋が絞った油を時々の相場で直接購入できるようにして欲しい。

この訴状では、先の二度の国訴の訴状と異なり、菜種のみならず、綿実も取り上げられている。そして、両種物のうち、まず綿実を取り上げ、綿作百姓が打撃を受けていることを指摘している点が注目される。これは、文政六年の綿の国訴が百姓側の勝利に終わったことを意識していることである。

この三度目の国訴に至って初めて、大坂町奉行所は訴状を受理した。その要因は、国訴が摂津国・河内国に和泉国を加えて戦線を拡大し、より大きな世論を形成したこと、そして、その訴状では菜種のみならず、綿実も取り上げたことにある。そうして、訴状を受理した大坂町奉行所は、四月二七日に大坂の綿実絞油屋仲間・油仲買仲間を召喚し、訴状に対する返答を命じたところ、それらから返答書が提出された。五月七日に綿実絞油屋仲間から提

出された返答書には、綿実を下値で買
い取つておらず、相応の価格で買い取つ
ていることなどが記されている。同日
に油仲買仲間からは、幕府の定法に
従つていて趣旨が記された簡単な返答
書が提出された。そして、閏八月二五
日に菜種絞油屋仲間から提出された

返答書には、いま見た二つの返答書と
同趣旨の反論がなされている。例えば、
菜種を下値で買い取つていないという
反論である。二月二日、大坂町奉行
所から、これら株仲間の返答書を基に
百姓側へ返答があったが、翌文政八年
(一八二五)一月二二日には、一三〇七カ

表3 文政7年4月、1307カ村の惣代一覧

支配関係	惣代村数	郡名	村名	庄屋名	区分
辻六郎左衛門代官所	摂河 119	川部(辺) 兔原 川部(辺) 茨田	山本 中野 大原野 一番上	丈右衛門 弥三右衛門 久右衛門 太郎兵衛	A
石原清左衛門代官所 永井飛驒守預所	摂河 85 摂河 105	丹北 兔原 嶋下	三宅 森 宿久庄 茨木	勝五郎 源太郎 三右衛門 植助	B
秋元左衛門佐領分 松平遠江守領分 永井肥前守領分	河 39 摂河 18 摂河 16	嶋上	下田部 西面	半右衛門 仁三郎 弥一兵衛 十助	
永井飛驒守領分	摂河 68	武庫 大泉 茨田	南善法寺 蕨嶋	五兵衛 甚兵衛 平左衛門 藤九郎	C
松平遠江守領分 私領入組	摂河 70 摂河 25	錦部 東成 若江 石川 大鳥	三日市 今市 高井田 大(夕)塚 上石津 北庄 大菌 鶴原	平兵衛 四郎兵衛 郡蔵	
御料私領入組	摂河 243	日根			
	河 91 河 65 泉 320				

〔注〕山崎善弘「国訴と支配国・領主制」(『大塩研究』71号、2014年)より。

村の惣代
たちから
再返答書
が提出さ
れた。そ
こでは、
再び油屋
の種物買
い入れ価
格の引き
下げと、
油屋の油
小売価格
の騰貴が
問題とさ
れた。
三月四
日に大坂
町奉行所
は、惣代
たちを召
し出した
上で、株
仲間を糺
したが、
小売り油
を在方の

絞油屋から直接購入させることは幕
府の定法に背くので、願い下げよう
に惣代たちへ命じた。大坂町奉行所と
しては、大坂油市場の独占を保証した
「明和の仕法」が存在する限り、百姓側
の要求を容れることは困難だったので
ある。
改めて引用しておく、「いづれ
御上様之御恵不奉請候而者、相続難仕
百姓共二御座候得者(中略)何卒格別
之御仕恵を以、右式ヶ条願之通、御間
届被成下候ハ、数万之百姓広太之御
慈悲難有仕合奉存候」とあり、幕府に
救済を求める形で訴願運動を行つてい
る。しかし、文政六年の綿の国訴の場
合と違い、今回の国訴に対して下され
た判決は、百姓の要望に添わないもの
であった。明和の仕法が大きな壁とし
て立ちただかつていたのである。明和
の仕法とは、明和七年(一七七〇)の油
の流通統制に関する幕府の法令のこ
とである。この仕法は、江戸への灯油供
給量を確保するため、油生産地の大坂
を保護し、大坂周辺地域および西国各
地から種物と油の大坂入荷量を増大
させようとした流通統制策で、幕府に
よる、まさに国家的政策として位置づ
けられるものであった。大坂周辺地域
の一〇〇〇カ村以上の村々が訴願運動
を起こしたからといっても、容易に変
更できる類のものではなかったのであ
る。

を大坂に派遣して油市場の徹底した
調査を行い、それに基づいて、天保三年
(一八三二)に明和の仕法を改正するこ
とになる。これにより、堺ならびに摂津
国・河内国・和泉国では、従来認められ
ていなかった在方の絞油屋による油の
直小売りが許可されたのであり、文政
七年の国訴で示された要求の一部は実
現したことになる。この仕法改正に繋
がった出来事として、現在に至るまで
文政七年の国訴が重視されているが、
この国訴は退けられたのであり、説得
的とはいえない。この国訴が退けられ
たあとの出来事に十分注目する必要
がある。それが領域単位での訴願運動
である。

国訴と領域単位での訴願運動

従来、ほとんど知られていないが、幕
領、御三卿一橋領知、丹南藩領、山形藩
飛地(城付きの領地)に対して遠隔地に
分散している領地)で、未解決の油の
流通統制に関する問題を、百姓が根強
く領主に訴えて効果を上げようとし
たのである。

例えば、河内国内にある大津代官所
管下の幕領では、文政一〇年六月二七
日、河内国丹南・丹北両郡の幕領村々
の惣代たちが大津代官所に対し、同国
一郡(河内国は一六郡から成る)の在
方の絞油屋が申し合わせて菜種の値
段を踏み下げていることを訴えた上
で、この場合は、大津代官所管下の幕
領内における在方の絞油屋の取り締

まりを願っている。明和の仕法では、摂
津国・河内国・和泉国の在方の絞油屋
も株仲間に加えさせ、大坂の株仲間に
従属させる方法がとられていたのだ
である。この訴願運動では、株仲間であ
る在方の絞油屋の非道を大津代官所
に訴え、彼らの取り締まりを願つてい
るわけである。訴状を受理した大津代
官所は、在方の絞油屋を召喚して糺し、
その結果、彼らは百姓の差し支えにな
るような申し合わせは決してせず、油
相場に準じて種物を買入れれることを
約束している。また、文政一〇年閏六月
一〇日には、河内国石川・丹南・丹北三
郡の幕領村々の惣代たちが大津代官
所に対して、在方の絞油屋が土砂を混
ぜた油粕を販売していることを訴え、
やはり彼らの取り締まりを願っている。
この件についても、大津代官所は在方
の絞油屋を糺している。

結局、大坂油市場の独占を保証する
という幕府の方針が変更されない限り、
綿・菜種作を中心とする大坂周辺地域
の百姓経営は強く圧迫され、百姓たち
は年貢上納に支障をきたさざるを得
なかった。閏六月一〇日の訴状に、「御
取箇(年貢)筋へも相響き」とあるのは、
そのことをよく示している。その結果
が領主財政の圧迫に繋がることは、い
うまでもない。大津代官所が領民の訴
えに耳を傾けるのは当然のことであつ
た。

もう一例、和泉国一橋領知の場合を
見てみよう。文政一〇年六月一八日、

泉・大島両郡の一橋領知村々の惣代た
ちが川口代官所に対して、和泉国の絞
油屋たちが申し合わせて菜種の値段
を踏み下げていることを訴え、この場
合も一橋領知の在方の絞油屋の取り締
まりを願っている。訴状を受理した川
口代官所は、在方の絞油屋一五人を召
喚して糺し、和泉一国単位で絞油屋た
ちが菜種の価格を申し合わせても、領
知内では菜種の正路な取引をすべき旨
を命じ、一五人はこの点を承知した。そ
して興味深いことに、二六日、惣代と在
方の絞油屋一同が、大坂の油関係の株
仲間の独占体制の弛緩を川口代官所へ
願うことになるのである。なぜなら、
大坂の油関係の株仲間によって、在方
の絞油屋は絞った油を残らず大坂の油
問屋へ安価で出荷させられており、割
に合わなくなっていたからである。そ
のため、彼らは原料の菜種の価格を協
定するという挙に出たのであった(河
内国でも同様の理由から、在方の絞油
屋は菜種の価格を協定したのである
う)。このことが審理の過程で判明し、
惣代と在方の絞油屋は同じ領知内の
百姓として、それぞれの「百姓成立」の
ために、大坂の油関係の株仲間に対し
て共同戦線を張るに至ったわけである。
一同は、今後小売り油については、在方
の絞油屋が絞った油を領知内で小売り
できることを願っている。

和泉国一橋領知での訴願運動でも、
まず問題になっているのは、一八日の訴
状に「夏作肥手買入方差支」とあるよ

うに、肥料の購入に差し支えが生じて
年貢上納に影響が出ていることであつ
た。二六日の訴状には「百姓共義ハ高直
之肥を仕入、作立」ともあり、高値の肥
料を購入して耕作しなければならな
い状況下で、下値で菜種を購入されて
は年貢上納に支障をきたさざるを得
なかった。一八日の訴状に「百姓相続方
相妨」とあるのも同義である。「百姓成
立」が妨げられている、とダイレクトに
表現されている。一橋家の場合でも、そ
のことが領主財政の圧迫に繋がるこ
とに変わりはない。したがって、川口代
官所も吟味に乗り出したのである。

以上、領域単位での訴願運動を見て
きたが、こうした訴願運動をどのよう
に理解したらよいであろうか。私は、
百姓の利害と領主の利害を一致させ、
領域単位で問題の解決を図り、そのこ
とを通じて幕府に政策転換を迫ろう
とした運動であったと考えている。こ
れ以前にも同様の動きがなかったわけ
ではないが、ここで見た訴願運動は、
在方の絞油屋を株仲間に加えさせ、大
坂の株仲間に従属させることによって
油市場における大坂の絶対的優位が
体制的に確立した状況下で展開して
いるところに特徴があった。すなわち、
在方の絞油屋を株仲間へ加入させる許
認可権は大坂町奉行所が持っているが、
在方の絞油屋は身分的には各領主の
支配下にある百姓である。したがって、
株仲間に加入している在方の絞油屋た
ちが百姓経営を圧迫するとして領民

から訴えられれば、各領主は彼らを裁
くことが可能であった。しかし、幕府は
彼らを通じて油の流通統制を行つてい
たのであり、ここに幕府一個別領主間
の利害の衝突が惹起することになる
のである。

幕領と一橋領知での訴願運動につい
て見る中で、少なくとも河内国・和泉
国では一国規模で在方の絞油屋が菜種
の価格を協定していたことがうかが
え、先に示した事例以外にも各地で訴
願運動が起り、同様の事態は広く見
られたと考えられる。こうした事態を
放置すれば、大々的に幕藩対立が生じ
ることは目に見えている。また、幕領で
の訴願運動からは、幕府が国家的政策
を優先するあまり、個別領主としての
自らの首を絞めていることがわかる。
この点も含め、領域単位での訴願運動
は、最終的には幕府に対して、政策転
換を余儀なくさせる圧力になったと考
えられるのである。私は、こうした動
向もまた、文政七年の国訴と一連の動
向として理解すべきと考える。

かくして明和の仕法は改正された。
しかし、依然として、油の生産と流通
の拠点は、大坂とその周辺地域であり、
幕府は株仲間を存続させ、彼らを通じ
て油の大坂入荷量を増大させようと
した。したがって、幕府が在方の絞油屋
による油の直小売りを許可したといつ
ても限定的であり、その原料である種
物の値段を引き立てるといふ問題は
持ち越されたままであった。それ故、そ

の後も百姓たちは国訴を起こすことになるのである。例えば、安政二年（一八五五）六月二日に摂津国・河内国の一〇八六力村が国訴を起している。その結果、ようやく大坂町奉行所は、菜種の値段について、品質に応じた値段で菜種を買い入れることを株仲間と約束させるなどした。菜種・油に関する問題は幕府による国家的な政策と密接に関わっていたが、国訴を却下し続けられ、百姓たちの困窮・困難は打開されず、「百姓成立」は侵害されることになったであろう。大坂町奉行所は、そのような事態を回避しようとしたのであった。

国訴の特徴

以上、国訴について見てきた。国訴は反封建闘争といえるものではなく、奉行所が管轄する支配国を範囲に展開した救済型の訴願運動であり、奉行所＝幕府の存在を自明の前提とし、奉行所に救済を求める形で問題の解決を図るところに特徴があった。そもそも国訴は訴訟行為であって、訴訟を受け止める側があつて初めて成立したことはいうまでもない。ところが不思議なことに、従来の国訴研究は、この点を十分注目せず、権力との相関の中で国訴を把握する視点が弱かったのである。

特に藪田貫氏は、国訴を民衆運動そのものとして分析し、表2・3に示した惣代たちが村々から選出されて運動を推進したことを高く評価し、そこ

に「代議制の前期的形態」を見出した（藪田貫『国訴と百姓一揆の研究』）。私も自立的に村々が結び合つてできた村連合に代議政体の要素があることは間違いないと思う。

ただし、この点に対して過剰に高い評価を与えることには賛同できない。井上勝生氏も、近年の国訴研究を踏まえ、地主・豪農が政治主体へと成長し、地域の村々から近代の代議制へと向かう大きな底流が存在したことを高く評価しているが（井上勝生『日本の歴史18 開国と幕末変革』）、国訴から近代の代議制が生まれ出すという史実は存在しない。この点を見誤ると、徳川社会の本質をも見誤ることになりかねない。近年の国訴研究者は、戦後歴史学に対する批判的立場から国訴の運動構造を解明し、藪田氏に代表される一つの成果を導き出した。戦後歴史学においては、多くの研究者が百姓一揆を民主主義の先駆として注目し、日本の革命情勢を追及したが、そのような研究状況の中にあつて、国訴もまた、同様の視点から注目されたのである。しかし、徳川時代に市民革命が起らなかったことは揺るぎのない事実である。戦後歴史学は、日本はどこまでヨーロッパかという問いを立て、ありもしない市民革命を徳川時代に見出そうとしたわけである。そのような戦後歴史学に批判的な立場からなされた近年の国訴研究であるが、なお革命性重視の立場に縛られているのだと思

し、幕府に政策転換を余儀なくさせる政治的圧力を加えたというわけである。加えて、忘れてはならないこととして、徳川幕府は関東と関西を二大拠点としており、幕領の大半が両地域に集中していた点を挙げるることができる。つまり、国訴に参加した村々のうち、最多は幕領の村々だったのである。例えば、再び表2を見ると、区分Aが幕領村々のみから選出された惣代たちで、惣代村数を合計すると四八六力村となる。区分Cは幕領と私領（大名・旗本の領地）の村々が入り組んだ地域から選出された惣代たちであるが、惣代村数から幕領村々のみの数を知ることができない。一六二力村中、かりに八七力村（正保期へ一六四四〜四八）の摂津国・河内国に占める幕領の比率を基に算出）とすれば、七八六力村中、国訴に参加した幕領村々は合計五七〇力村となり、約七三％をも占めることになる。このこのの意味は非常に大きい。惣代たちが百姓の利害と領主の利害を一致させるべく、年貢上納に差し支えることを主張する時、幕府こそが領主層の中心にいたということになるからである。幕府には個別領主としての側面と公儀としての側面があつたが、幕府が一つである限り、両側面は緊密な関係にあつた。財源を確保できず、前者の幕府が崩壊すれば、後者の幕府の存続もない。したがって、惣代たちは百姓の利害と幕府の利害が一致することを強く

う。藪田氏が、国訴を反封建闘争として捉えているのもその表れといえる。しかし、事実が異なることはすでに述べた通りである。

以下では、百姓一揆についても言及しながら、国訴の特徴に、より深く迫つておこう。

百姓一揆は、「百姓成立」のために領主が仁政として「御救」を行うことを求める形で闘われた。つまり、百姓一揆は徳川時代における中心的な政治的価値に則つて要求の論理を構成し、逆にいえば、そのことによって要求の正当性を獲得していたのである。このような特徴は対領主運動、すなわち百姓一揆に特有のものではなく、すでに述べてきたことから分かるように、公儀としての幕府に対する国訴にも見られる特徴であつた。つまり、両者は対象や形態が異なるものの、共通したイデオロギーと目的を持っていたのである。見方を変えれば、国訴は百姓一揆と異なり、個別の領域を遙かに越えて巨大な民衆運動として展開し、公儀の施策に異議申し立てをするまでに政治性を高めながらも、公儀に対して、なお仁政を期待したのであつた。国訴という訴訟行為のみならず、公儀の対応もまた特徴的であつた。すなわち、多くの場合、公儀の側も国訴の要求を認め、「百姓成立」のための措置を講じたのである。大坂町奉行所は株仲間の権益を保護する立場をとつてはいるものの、そのことを至上の政策とはしなかつた

主張し、公儀としての幕府に「百姓成立」の保障の責任を喚起しているということが出来る。公儀としての幕府は、百姓を経営破綻に追い込む領主に制裁を与えていた。ところが、公儀としての幕府がそのまま流統制を継続すれば、幕府が他領主の百姓を経営破綻へ追い込むことになり、幕領の百姓もまた経営破綻に陥ることになるのであつた。幕府がそのような状況を是認できるはずはなかつた。

徳川幕府の強さは、訴訟を厳禁し、百姓や他領主を力で圧伏したところにあるのではない。訴訟を行うことを認め、理があれば、そこで形成された民意を吸収する柔軟性にこそ、その強さを認めることができる。国訴に対しても、幕府は同様の態度で臨んだといえるであろう。そして、国訴の運動構造は、そのような幕府のあり方に対応するものであつたと私は考えている。

数十万人の百姓たちが百姓一揆の形で幕府に対峙するという方法もあり得たが、百姓たちはその道を選択しなかつた。摂津国・河内国・和泉国は高度に発展した綿・菜種作地帯で、例えば文政六年の国訴状にも見られるように、百姓たちは実綿販売で得た現金で米を購入し、それを年貢上納に充てていた程である。そのような経済的発展の著しい地域では、その富を狙つて勸化や廻在者（勸化の者以外で村々に入り込む者）が多数入り込み、また、地域

のである。

国訴とは、百姓たちがあくまで国家の構成員として公儀に救済を求める形の民衆運動だったわけである。百姓たちは身分制を否定せず、百姓として武士に対して恩恵を求めたのであり、国訴は決して市民革命ではなかつた。西洋における人間の権利の保障、自由の要求を突きつける市民革命と比較した時、その違いは歴然としている。国訴を起こした百姓たちにとっては、恩恵的措置こそが重要だったのである。徳川時代後期における国訴は、一〇〇〇力村以上の村々が連合して起こることが多く、しかも個別の領域を遙かに越えて公儀に対する運動として展開したのであり、そのことは日本史上、画期的なことであつた。しかし、国訴は百姓一揆とは形態が異なるが、その伝統を受け継ぐ形で、新たに公儀に対する運動として展開したといえる。

ただし、国訴が右のような形で新たに公儀に対する運動として成立するためには、乗り越えなければならぬ大きなハードルがあつたことに注意しなければならない。それは、個別領主としての幕府に「百姓成立」の保障の責務があつても、公儀としての幕府にそれはなかつたということである。公儀としての幕府が「百姓成立」のために「御救」を実施することはあつたが、それは大災害などの緊急時に限定されていた。「百姓成立」のために「御救」を行うことは幕藩領主に課せられた

社会的責務であつたが、それはあくまで「御救」を行う個別領主と年貢を上納する百姓の関係を前提としていたのである。本章で例にとつた二つの国訴は、いずれも大坂町奉行所に対する訴願運動の形をとっているが、年貢は奉行所に上納するものではなく、百姓たちはそれぞれの個別領主に年貢を上納したのである。

ところが国訴状を見ると、惣代たちは、百姓が年貢上納に差し支えることを繰り返し述べている。例えば、文政六年の国訴状では、実綿については、摂河州村々数万之百姓共御年貢御上納第一手当之作物」とまで述べ、その実綿の値段が三所綿問屋によつて踏み下げられるため、数万の百姓が年貢上納に差し支える、と主張している。これはなぜであろうか。実は、これは惣代たちの戦略なのである。「百姓成立」が保障されなければ、年貢は上納されず、領主は財源を確保できない。したがって、惣代たちは百姓の利害と領主の利害を一致させるべく、年貢上納に差し支えることを主張しているのである。そのまま放置すれば幕藩対立に発展しかねない。そもそも「百姓成立」の保障は、近世領主の責務となつていたのであるから。こうして惣代たちは、公儀としての幕府にも、その保障の責任を喚起しているのである。そして、文政七年の国訴のように却下された場合には、直接、個別領主たちに訴えることで大々的な幕藩対立を現実のものとしようと